

(仮称) 尼崎市手話言語条例 (素案)

前文

言語は、コミュニケーションの手段であるだけでなく、知識を蓄え、伝達し、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩と発展に重大な貢献を果たしてきました。また、言語は、人間が個性を形成する上で重要な要素の一つであり、あらゆる言語が言語として認知され、それを使い、学び、伝える権利を保障していかなければなりません。

手話は、日本語などの音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って表現する視覚言語です。

しかしながら、学校の手話の使用禁止や社会での手話の偏見など、長年にわたって手話が言語として認められず、手話を言語とする者にとっては苦難の歴史がありました。

未だ社会において、手話と接する機会は少なく、教育現場や災害時の情報保障など、さまざまな場面において手話を使用しやすい環境の整備は十分とはいえず、手話やそれを言語とする者に対する理解も広がっていません。

このような状況の中で、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられ、「障害者差別解消法」において、すべての国民が障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりの実現を目指すこととなり、市民等は、手話への関心と理解を深めるため、積極的に取組を進めていかなければなりません。

このため、私たち市民は、手話をその他の音声言語と同様に、情報の獲得やコミュニケーションの手段、個性の形成、文化の土台等として、重要な役割を担っていることやそれを言語とする者に関する生活状況等を理解していきます。そして、すべての市民の意思疎通と情報取得を保障し、地域で支え合い、それぞれの言語を使って安心して暮らすことができるよう、お互いを尊重し、わかり合い、共に生きる社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるにもかかわらず、その必要性の理解及び普及が十分に達成されていないことに鑑み、手話及びろう者への理解並びに手話の普及に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な手話の普及等に係る施策を推進し、もってすべての市民等が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他団体をいう。
- (3) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (4) ろう者 聴覚に障害があり、手話を言語として日常生活や社会生活を営む者をいう。
- (5) 手話通訳者 手話通訳を行う者をいう。
- (6) 市長等 市長その他の市の執行機関をいう。
- (7) 市職員 市長その他の市の執行機関に属する職員をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者は、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

2 市及び市民等は、手話及びろう者への理解並びに手話の普及の促進に努めることにより、ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加の機会を拡大することができ、すべての市民等が相互に人格及び個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指さなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話及びろう者の理解の促進並びに手話の普及のため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、手話に対する理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるとともに、市が実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の策定及び推進)

第7条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及（子どもを対象にするものを含む。）を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する施策の推進を評価しようとするとき、ろう者、手話通訳者、学識経験者及び市民等の意見を聴くものとする。

(手話及びろう者を理解する機会の確保)

第8条 市長等は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会（市民を対象とするもの、子どもを対象とするもの及び聴覚に障害がある者を対象とするもの等をいう。）その他市民等が手話及びろう者に対する理解を深めるための機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長等は、市職員が手話及びろう者に対する理解の促進を目的とする研修を実施するよう努めるものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第9条 市長等は、手話を用いた市政情報の発信に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。